

池田町個人墓地設置特別許可申請に関する手続要領

1. 趣旨

個人墓地の経営について、墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。)、同法施行規則 (以下「規則」という。) 等による例外的に申請できるものについて必要な事項を定める。

2. 対象者

個人墓地の設置について、例外的に申請できるものについては、次のとおりとする。

- (1)道路の新設や土地区画整理事業等の公共工事に伴い、やむを得ず既存の個人墓地を、移設しなければならなくなった場合。
- (2)地震や台風等の災害により損傷を受けるなどし、やむを得ず既存の個人墓地を、移設しなければならなくなった場合。
- (3)法施行以前に建てられた墓地を移設する場合であって、移設することがやむを得ないと町長が認めるとき。
- (4)その他個人墓地を新設することがやむを得ないと町長が認めるとき。

3. 許可基準

個人墓地の設置基準については、次のとおりとする。

- (1)距離制限 原則として、学校、病院、人家から 100m 以上離れていること。
- (2)土地 高燥な所・湿潤な所・河川または飲料水が汚染されるおそれのない場所であること。
- (3)周囲 塀、さく、密植した生垣等で囲み、境界を明らかにしていること。

4. 申請手続

個人墓地設置許可申請にあたっては、墓地等経営許可申請書 (様式 1 号) に次に掲げる書類を添付して申請するものとする。また、申請に際しては、申請者に対して申請地の近隣住民、隣接土地所有者、地元区長等の理解が得られるよう指導するものとし、庁内各課の合議により、他法令の適合確認を行う。

- (1)位置図 1/2,500 以上で申請土地の周囲 110m 以内の住宅等の状況を明らかにしたもの
- (2)墓地の区域又は敷地の平面図及び配置図
ア墓地の区域を示す朱線を記入するとともに主要寸法を明示する。
イ通路および排水路ならびにその周囲の塀等を明示する。
- (3)申請土地の公図の写し、地籍図
ア隣接地の所有者がわかるよう氏名を記入すること。
イ実測面積 (㎡) を明示する。
- (4)申請土地の登記事項証明書
ア墓地の区域の全ての土地について登記事項証明書を添付する。(交付後 3 ヶ月以内のもの)
イ他人の所有地である場合 以下のいずれかの書面を添付する。
 - ・土地売買契約 (土地売買予約契約) の締結を証する書面 (この場合には、速やかに所有権移転・地目変更登記をし、土地登記事項証明書を提出すること)
 - ・土地所有者の同意および墓地設置後における名義変更 (所有権移転) を行う旨の承諾書

(5)住民票の写し 申請者の住民票抄本の写し 1通 (本籍、続柄入りのもの)

(6)住民等の同意書 (様式5号)

ア墓地は申請地の周囲100m以内に学校、病院、人家があるときは、学校、病院 (設置者)、居住者 (世帯主) の同意書

イ隣接する土地所有者の同意書

ウ地元区長の同意書

(7)管理誓約書 (様式6号) 個人墓地の所有者、管理者として管理誓約書を添付する。

5. 現地調査

(1)個人墓地設置の許可申請書を受理したときは、申請地の所在、面積、設置基準等必要な事項について、現地調査を実施するものとする。

(2)4の(6)イにおいて同意書を得ることができない土地所有者がいる場合、当該土地所有者の状況、申請者との関係や同意書を得ることができない理由等に係る調査を実施するものとする。

6. 条件付記

5の(2)における調査の結果、許可することに支障がないと判断した場合、条件を付して許可することができるものとする。

7. 確認・検査等

(1)申請者は工事が完了したときには、工事完了届 (様式3号) を提出し、町は、速やかに申請者立会のもとに工事完了状況を検査し、確認するものとする。

(2)個人墓地設置の許可後、工事中あるいは、完成後においても、近隣住民との紛争を生じることがないように、許可証交付の際は十分な指導を行うものとする。

附 則

1 この要領は、平成26年11月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に許可なく設置された墓地についても、当該墓地の撤去、指導を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。